



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：岩橋 祐治
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

ストップ！働くルール破壊！ディーセントワークの実現を 「いの健」全国センターが第19回総会

12月9日、働くもののいのちと健康を守る全国センターの第19回総会が開催されました。

冒頭、福地保馬理事長は、働くことの困難さが増大し、社会が総ブラック化してきていること、安倍「働き方改革」はアメに見せかけた劇薬だと喝破し、人間としての尊厳が守られる働き方＝ディーセントワークを実現しよう、また平和なくして人間らしい働き方は実現されないことを強調しました。

43カ所で過労死防止シンポジウム開催

仲野智事務局長は、総会スローガン「ストップ！働くルール破壊！ー『働きがいのある人間らしい仕事』（ディーセントワーク）を実現しよう！」にもとづき、議案の提案をおこないました。労働者と職場をめぐる状況では、義務化された「ストレスチェック制度」を職場改善につなげていくためにも、日常的な労安活動と労働組合の役割発揮が強調され、制定された「過労死等防止対策推進法」にもとづき、はじめて「過労死白書」が作成されたこと、43カ所で「過労死防止シンポジウム」が開催されたことも報告されました。

討論では、21人の役員・代議員が発言しました。労働行政の現状、職場の実態、認定闘争、地方センターの活動状況、全国センターへの要望など多彩な発言でした。総会は、満場の拍手で提案された議案を採択しました。

2団体・1個人に「いの健」賞

総会では「いの健賞」の表彰が行われました。受賞したのは、①化学物質による膀胱がんの多発の中で労働組合を結成し、職業がんを社会的な問題として国を動かしている「化学一般労連関西地本三星化学工業支部」のみなさん、②建設アスベスト裁判で国の責任を定着させ、はじめて企業の共同不法行為責任を認めさせた「関西建設アスベスト原告団・弁護団」のみなさん、③12年間という長いたたかいの中で、過重労働やパワハラが原因でうつ病を発生し解雇されたこと撤回させ、職場復帰を勝ち取った



西澤淳副理事長が開会あいさつ

「東芝過労うつ病労災・解雇裁判」の原告の重光由美さんでした。

底力を発揮し攻勢的な活動を

総会は、「今こそ『いの健』センターの底力を発揮するとき！ー報告された運動の到達点に確信を持ち、確立された方針を職場・地域から実践していこう」とする総会アピールを満場の拍手で確認しました。

総会は、福地保馬理事長以下39人の理事、2人の監事、5人の顧問を選出しました。事務局長が全労連の仲野智常任幹事から岩橋祐治副議長に交代しました。

岩橋祐治新事務局長は、閉会あいさつで、「偽りの働かせ方改革」ではなく、「真の働き方改革」を実現しよう、「同一労働・同一賃金、均等待遇」原則の確立、「長時間労働の是正」＝時間外労働の上限規制の実現と勤務間インターバル労働制の導入を攻勢的にかちとろうと力強く訴えました。

(全国センター 岩橋祐治)

〈今月号の記事〉

年頭あいさつ・19期役員紹介	2面
全国センター第19回総会発言要旨	3～4面
各地・各団体のとりくみ	5～6面
辻村一郎氏を偲ぶ／私の健康法	7面
労働安全衛生に関する調査（厚労省）	8面

年頭
あいさつ

ニセ「働き方改革」との 対決の活動を広げよう

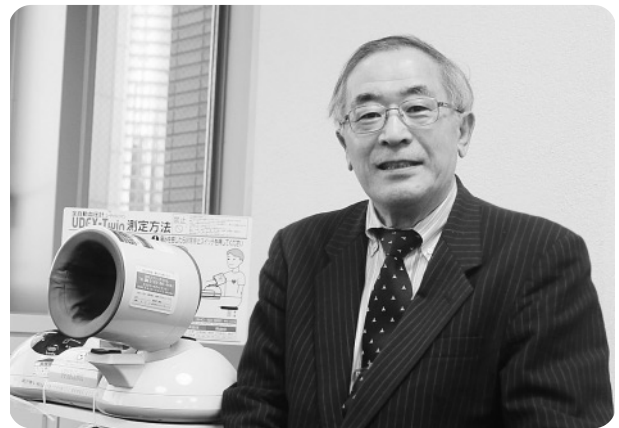
働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地保馬

人間らしく健康に働くことの困難さが業種・職種・雇用形態などを問わず、多くの職場で増大し、まさに、社会の「総ブラック化」がすすんでいます。

過労死・過労自殺の痛ましい事件はあとを絶ちません。また、規制緩和・過当競争により、トラック・バス・鉄道などの重大事故も頻発しています。化学物質によるがん、アスベスト障害やじん肺などが、長年、安全管理の不十分な職場で働いた労働者のなかに次々と顕在化してきています。医療機関や福祉施設での労働災害や腰痛もますます増加しています。

安倍政権は、このような事態を逆手に取り、「同一労働、同一賃金」（実は、正規労働者の低賃金化）、「長時間労働の是正」（実は、時間管理もしない高度プロフェッショナル制の導入など）、「一億総活躍」（実は、安い賃金で高齢者・女性就労促進など）等々の労働者受けするスローガンを掲げて、「働き方改革」と言わざるを得ない状況に陥っています。

しかし、これらは、決して、労働者が働きやすい国づくりではなく、「世界で一番企業が活躍しやすい国づくり」（実は、企業が一番儲けやすい国づく



り)をめざして、アメに見せかけたムチを国民に振り下ろし、労働者をこき使い搾り取ることがねらいのニセ「働き方改革」です。

いままさに、私たちは、安倍政権の企業の儲けのための、ごまかしの「働き方改革」と、真に労働者のための、人間らしい働き方の確立を目指す「真の働き方改革」との対決のまっただ中で、新年を迎えることになりました。さらに、「真の働き方改革・ディーセント・ワークの実現を」の声を日本中に、あらゆる職場に広げてゆきましょう。

第19回総会で選出された役員、顧問（敬意略）

◇理事長

福地 保馬（個人会員）

◇副理事長

野村 幸裕（全労連）

今村幸次郎（自由法曹団）

田村 昭彦（九州セミナー）

長谷川吉則（個人会員）

西澤 淳（全日本民医連）

山下登司夫（じん肺弁連）

◇事務局長

岩橋 祐治（全労連）

◇事務局次長

岡村やよい（全日本民医連）

高島 牧子（全労連）

◇理事

阿部 眞雄（個人会員）

井戸 秀明（民放労連）

榎本 光男（化学一般労連）

大山 宏（全商連）

門田 裕史（東京センター）

金田 聖子（福祉保育労）

川口 英晴（J M I U）

佐々木昭三（個人会員）

新谷 一男（京都センター）

杉田 哲也（全日本民医連）

鈴木まさよ（大阪センター）

瀧川 聡（日本医労連）

竹下 武（愛媛センター）

杉本 高（自治労連）

高森 亮（M I C）

寺西 笑子（過労死を考える家族の会）

芳賀 直（宮城センター）

橋本恵美子（国公労連）

福富 保名（建交労）

藤田 弘起（岡山センター）

松浦 健伸（全日本民医連）

馬渡 健一（石川センター）

村井 勇太（北海道センター）

森崎 巖（全労働）

吉川 正春（愛知センター）

山本乃里子（全教）

渡辺 利賀（生協労連）

◇監事

笹本 健治（金融労連）

◇顧問

池田 寛（全国センター元事務局長）

岡村 親宜（全国センター元副理事長）

細川 汀（京都府立大学元教授）

色部 祐（全国センター元事務局次長）

木下 恵市（京都センター前事務局長
全国センター元理事）

第19回総会

第19回総会では、21人からの発言がありました。本号と次号の2回にわたり全発言の要旨を掲載します。

国際シンポを契機に労安活動を強化

日本医労連 八木沼菜穂

医療労働者は16時間の長時間過重労働に直面しています。日本医労連は結成60周年を迎え、9月に改善をめざす国際シンポジウムを開催しました。ILOの専門官をはじめ、フランス、オーストラリア、韓国の代表が参加し、日本の労働実態はクレージーだと指摘されました。ILOからは、より質の高い医療にはディーセントな労働が必要と言われました。日本医労連は現在、労働酷書を作成中です。

また病院の院内保育園の労働も悪化しています。看護師の勤務が終了しお迎えがあるまで、保育士は待っています。労働時間の上限規制が必要です。過労死・過労自死の経験を踏まえて労安活動を強化していきたいと思います。

健康確保の対策推進会議を開催

国公労連 笠松鉄平

今、国家公務員では、定員削減により長時間労働が進み、心と体をこわす人が増えています。職員が増えていない中で、国公労連では安全と健康の確保を重視し、健康確保の対策推進会議を開催しました。同会議では、「公務におけるストレス対策」を講演していただき、ストレスチェックの進め方やメンタルヘルス対策など問題点を深める学習を行いました。

単組の活動としては、全法務が病休や自殺があることから当局交渉を行い、労安管理委員会を設置して対策を強化しています。全労働では、職場体制に余裕がないことから健康安全委員会を設置し対策を進めています。

憲法を生かし、長時間労働の一掃を

自治労連 竹内敏昭

私は千葉県君津市役所で働いていましたが、長時間・過重労働が続いていました。いま、地方公務員は人員が減る中で、メンタル疾患による休職が、1994年と比較して4倍になっています。

こうしたことから「連合」の自治労からも財政課の職員の自死の相談がありました。自治労連には「憲法を生かして住民を守る」というスローガンがありますが、そうした気持ちを持ちながらも外に目を向



いの健賞

第11回いの健賞は、(左から)化学一般労連 関西地本三星化学工業支部(田中康博書記長)、関西建設アスベスト訴訟原告団・弁護団(京都弁護団:諸富健弁護士)、東芝過労うつ病解雇撤回裁判原告・重光由美さんに贈られ、総会で顕彰しました。

けられない実態がありました。こうしたことを改善しようと「憲法を生かし長時間労働を一掃しよう」というスローガンにしました。来年は自治労連労働安全交流会を開催し、運動を強めます。

教職員の労働条件は子どもの教育条件

全教 米田雅幸

16春闘アンケートで「身体がもたないかもしれない」という回答が79.4%にもなりました。働き方の不安が世代を超えて広がっています。校長から「妊娠するなら来年か再来年」と言われたなど公然としたハラスメントも報告されています。安倍教育再生のもとで教育と教職員の管理強化が強められています。全国学力テストでは「全国平均以上」というような目標を押し付けてきています。すべての県で全国平均以上などありません。そして、実施当日に教師が採点をするといった事態です。これが本当に教育でしょうか。教育に係る教職員の労働条件は子どもたちの教育条件です。労働時間管理、安全衛生委員会の取り組み強化を、そして管理強化を許さず、人員増をはかることを進めていきたいと思います。

全教としては来年2月の定期大会で「これが原因!私の長時間労働、これが必要!解決のために」を職場からの運動として提起します。安倍「働き方改革」の対抗軸としていきたいと思っています。

第19回総会

リハビリと気分転換に運動を

大田患者会 藤川 利子

私は元三井銀行でテラーとして働いていて、腱鞘炎と頸腕を発症しました。そこで労働組合と職対連などに支援をいただき、定年まで勤めることができました。長い間ありがとうございました。

職場でできる簡単な体操を紹介します。胸を開く運動です。コンパスのようにゆっくり全身を回すようにやってみてください。

原発事故賠償業務で精神疾患に

東京センター 色部 祐・一井唯史

(色部) 東電で原発事故後の損害賠償請求の担当をし、過重な労働でうつ病をり患してしまった一井唯史さんから訴えをします。

(一井) 私は、事故から半年してクレーム対応を担当し次に賠償のルール作りやシステム関係の仕事に従事しました。そして最後は審査のスペシャリストとして、法人関係の総括グループの1人として相談を受ける係を担当しました。賠償業務は非常に複雑で、その上担当が変わり、長時間労働とプレッシャーで本当に厳しい状況でした。極め付けが業務賠償を

来賓あいさつ

過労死弁護団全国連絡会議 事務局長 玉木一成

電通の高橋まつりさんの過労自殺が大きく報道されました。高橋さんは、自殺前からSNS(交流サイト)に繰り返し訴えていました。母

親の幸美さんは何度も「会社を辞めて」と話したそうです。しかし、自殺を止めることはできませんでした。ここに、過労自殺の怖さがあります。精神的に追い込まれてからでは、退職を決断することはむずかしい。メンタル不調は予防が第一です。政府も働き方改革を言い始めています。それほどひどい状況なのです。

今こそ私たちが積極的に打開していく時です。過労死促進の労基法改悪を進める安倍政権に、カウンターパンチを。一緒に過労死をなくす活動を進めていきましょう。



委託化するというふざけた話になり、6人のチームの内4人がその準備ための業務に移り、2人で仕事をこなしていましたが、もう1人の人も心身の喪失をきたし、最後は私1人でやらざるを得なくなり発症してしまいました。労災だという主張をしましたが、東電はまったくとりあってくれず、実名で記者会見をして告発しました。私以外にも同じような労働者がたくさんいます。応援をぜひお願いします。

どうしても裁判に勝ちたい

神奈川センター 竹内たみ子

グリーンディスプレイの事案にかかわって初めて「いの健センター」と知り合いました。渡辺浩太さんは正社員になりちょうど1ヵ月。深夜・早朝に及ぶ配達業務の途中で、電柱に衝突して亡くなりました。24歳でした。

過労死防止シンポの神奈川会場、「いの健」関東甲信越ブロックの学習交流集会でも訴えをしました。交流集会の過労死の分科会では、あまりにも多くの人が過労死でなくなっていることを知り、胸が締め付けられる思いでした。未来ある若者がこんなひどい状況で殺されることがあってはなりません。どうしても裁判に勝ちたいと思っています。

日本共産党参議院議員 吉良よし子

安倍内閣は臨時国会を延長して、TPP承認・関連法、カジノ解禁推進法、年金カット法などを国民の大きな反対を全く無視し強行しよう

としています。発効の見通しが無いTPP承認はナンセンスの極みです。カジノ法案での与党の質問はカジノの有害性・危険性を上げては対策を迫るというあきれたものです。長時間労働規制は過労死事件を機に大きく世論になっています。労基法改悪法案は撤回すべきです。過労死防止議連で、経団連の代表を呼んで懇談会を行いました。上限規制は必要と言いつつ、様々な理由をつけては何の規制にもならないことを主張しています。私はずっとブラック企業の根絶にこだわって活動しています。ディーセントワークの実現をともに進めていきましょう。



各地・各団体のとりくみ

九州

親の働き方を子どもの貧困からみる
第27回九州セミナー in 沖縄

第27回人間らしく働くための九州セミナー in 沖縄を、11月12、13日に沖縄県那覇市で開催し九州・沖縄から400人が参加しました。

初日は、浅井春夫教授（立教大学）による記念講演「子どもの貧困からみえてきた労働の問題を考える。ふやすな！子どもの貧困という視点でとらえてみる」と、パネルディスカッション「子どもの貧困から見える親の働き方・働き方」で総合的な討議が行われました。日本の子どもの相対貧困率は16.3%。とりわけ1人親世帯では54.6%とOECD諸国でワーストワンとなっています。新自由主義の下で進められてきた政策によって、非正規労働者が増え続け、低賃金で働く親が急増していることが子どもの貧困の原因です。2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する推進法」が成立しましたが、達成目標が数値目標として設定されていません。イギリスの子どもの貧困根絶法が子どもの貧困率を10%未満にすると明記していることと比べると日本政府が本気でないことが分かります。

子どもの貧困をなくすために国に具体的に達成目標を数値として示させること、最低賃金を上げる取り組み、子どもの医療費助成を現物給付にさせる取り組み、国任せではなく各自自治体で条例をつくらせる等の取り組みが必要等の討論が行われました。



記念講演の浅井春夫教授

2日目は各分科会で様々な問題について討議。またブラック企業・ブラックアルバイトの犠牲になる若者を減らす取り組みとして、働くルールを学ぶワークショップを沖縄労働局の協力を得て開催しました。

九州セミナー実行委員会および現地実行委員会の協力で2日間、活発な討論と交流が行われ、九州セミナー in 沖縄は大きく成功し、次回の熊本に引き継ぐことができました。

(現地実行委員長 高嶺朝広)

公財
社医研「学校のローアン活動とタスクフォース」
安全衛生フォーラム

日本の教員はOECD加盟国の中でも一番の長時間労働となっています。このため昨年は新採用の新人教員が全国で321人も退職しました。ILO187号条約（労働安全衛生の促進的枠組み条約）を日本が世界で一番最初に批准した2007年に、文科省は「学校の労安体制の確立を図かれ」と全国の教育委員会に通達し、その後全国の教職員組合が「学校のローアン活動」に取り組んできました。

しかし、長時間過密労働は解消されず、2016年6月に文科省はあらたに教員の長時間労働軽減についての提言「タスクフォース」を発表。内容は次の4点で示されています。

①教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する。②部活動の負担を大胆に軽減する。③長時間労働という働き方を改善する。④国・教育委員会の支援体制を強化する。

社医研センターは「労働と医学」No.131号で特集号を出しましたが、12月3日に標記の安全衛生フォーラムを開催し、学校のローアン活動を交流しました。フォーラムでは、まず社医研センターの村上

剛志理事が情勢の進展について基調報告を行いました。次に全国の教育委員会に招かれて学校のローアン活動を講演し



メンタルヘルスカウンセラーの土井一博氏（土井一博氏）が特別報告を行いました。

これらの報告につづいて、学校のローアン活動を実践している京都市教組が「ストレスチェック制度と小学校部活動ガイドライン」、長野県教組が「学校のローアン活動の現状と課題」、川口市教組が「校内負担軽減委員会による業務改善」、都教組港支部が「港区で安全衛生委員会が発足」の4事例を報告。さらに、川口市の教員のメンタルヘルスカウンセラーの土井一博氏が、川口市での活動内容と成果について特別報告しました。参加者からの報告もあいつぎ、特別参加の阿部真雄医師も発言し、充実したフォーラムとなりました。

(公益財団法人社会医学研究センター 村上剛志)

各地・各団体のとりくみ

建交労

トンネルじん肺救済法案実現めざす
院内集会を開催

11月22日、トンネルじん肺根絶闘争本部はトンネルじん肺救済法案（仮称）実現めざす院内集会を衆議院第1議員会館において開催しました。法案の上程を来年の通常国会で果たすために開催したものです。前日には、成功のために要請行動にも取り組みました。

当日は、国会議員28人、秘書91人が参加し、闘争本部・弁護団とあわせて258人の集会となり、10人の議員からメッセージも届き、集会に寄せられる関心の高さがうかがわれました。

集会では、各議員から挨拶をいただき「国会議員もほとんど賛同しているのに通らないのは胸が痛む」「高度経済成長の陰の部分と言えるじん肺問題。放置してはならない」「人のいのちに関わる問題。党派を超えてとりくみたい」など、法制定実現にむけた決意表明が寄せられました。

民進党の中根康浩議員は、「弁護団や原告団代表から厳しい現状をお聞きした。時間と金のかかりすぎつつある。リニア開通にむけてトンネル工事は一層増える。トンネルじん肺救済法案の必要性は高まっている。ぜひ自民党、公明党にもご理解いただ

き超党派で成立させていくため努力していきたい」と党派を超えた運動が提案されました。

闘争本部事務局長の石田直道さんは、

「この間、国会議員賛同署名100%をめざして取り組みを強めてきました。12月中にすべての国会議員の地元で地元原告団とも協力して訪問をしていたきたい。10月には、『救済法案リーフレット』も作成した。ゼネコン要請も12社に対し行っている。前回反対の決議を行った日建連に対し12月6日に要請を行うことになった」と報告し、この3つをしっかりとやり遂げて来年の通常国会に備えようと訴えました。

最後に、角田季代子副本部長（建交労中央執行委員長）が次の院内集会は、喜びの集会となるようしっかりと行動しようと述べ閉会しました。

（建交労全国労災職業病部会 藤好重哲）



船山友衛原告団長が訴え

関東・
甲信越7つの分科会で活発に学習・交流
第16回関東甲信越学習交流集会

第16回働くもののいのちと健康を守る関東甲信越学習交流集会は、11月19～20日、「大田原市ふれあいの丘」で、現地栃木県労連の支援を得て開催。115人の参加で成功裏に終わりました。

記念講演は、宇都宮の弁護士島蘭佐紀さんが「過労死・過労自死事件から学んだこと～弁護士10年の経験から～」と題して、裁判闘争にまつわる体験を踏まえ講演。特別報告は「^{しまぎの}グリーンディスプレイ青年過労事故死事件」について、母親である渡辺淳子さんと川岸卓哉弁護士が訴えました。

分科会は7つ。第1分科会は「基礎講座：職場で役立つ安全衛生」。助言者は社会保険労務士の浅見恵美子さん。第2分科会は「過労性疾患・補償・裁判闘争の到達点と取り組みの交流」。助言者は堤浩一郎弁護士。第3分科会は「教職員のいのちと健康を守る取り組み」。助言者は、社会医学研究センター理事の大里総一郎さん。第4分科会は「自分自身がメンタルヘルス不全にならないために何が大事

か。また、職場で同僚にどのような支援をすすめる、職場を変えていくか?」。助言者は、東京健生相談支援センターの菅谷幸彦さん。第5分科会は「じん肺アスベスト問題の取り組み」。助言者は、川崎協同病院の安西光洋医師。第6分科会は「ストレスチェックの実際～集団分析の方法～」。助言者は、社会医学研究センター理事の門田裕志さん。第7分科会は「討論：職場の労安活動の転換期を迎えて～職場が様変わりしています。健康で働き続けられる職場づくりを議論します～」。助言者は、いの健千葉センター副理事長の中林正憲さんでした。どの分科会も、今後に活かせる活発な学習と交流が行われ好評でした。

現地「つれづれ太鼓」の演技ではじまった夕食交流会は大いに盛り上がりしました。

（埼玉センター 矢木 毅）



「いの健」全国センター前理事長 故辻村一郎先生を偲んで

西山勝夫 (滋賀医科大学名誉教授、大阪職対連・「いの健」滋賀県センター理事長)

昨年亡くなられた辻村一郎前「いの健」全国センター理事長への追悼文を、長年ともに活動されてきた西山勝夫さんに寄せていただきました。

2016年1月11日、働くもののいのちと健康を守る全国センターの第2代目理事長(2001年～2004年)、顧問の辻村一郎同志社大学名誉教授(84歳)が逝去されました。先生が「合理化と労災・職業病」を課題にされたのは、1967年の春で、爾来、一貫して働くもののいのちと健康を守るための研究・教育・活動に尽くされました。

「経済哲学」を専門とし、1966年4月に同志社大学文学部社会学科に新設された産業関係学専攻での「労働問題」の講義担当を契機に、具体的で実証的な研究を始めることになり、労働の実態は現場の人から見聞して知らなければならないと考えられました。医師は患者から、弁護士は依頼者から出かけてくれるが、研究者はこちらから出向かなければ会ってももらえないし資料も入手できない。そこで大阪の鉄鋼・金属を選ばれ紹介なしに飛び込みで回られ工場内に入られ、労働組合の活動をはじめて見聞されています。これをもとに労災・職業病に関する最初の学術論文「鉄鋼労働者の労働災害・職業病に対するとりくみ」(同志社大学人文科学研究編『社会科学』1968年の特集：日本鉄鋼業に掲載)を執筆されました。

労働者の紹介で此花診療所の故田尻俊一郎先生(後に淀川勤労者厚生協会社会医学研究所所長)の

知己を得、細川汀先生・田尻先生を中心に、大阪此花区の大企業6社(通称西6社)の活動家が参集する労働安全衛生研究会との協同を進められました。1969年5月、同志社大社会学科会議室で第1回の京都労災職業病研究会(現、労働科学研究会)を開かれ、民



辻村一郎先生
大阪職対連総会にて(2008年頃)

主法律協会の「いのちと権利研究会」、大阪労働者の生命と健康を守る実行委員会(現、大阪職対連)、京都労災職業病実行委員会(現、京都職対連)、職業病全国交流集会などへも参加されました。当初5年間の研究と実践の場の拡大を通じて定められた課題と道筋を、その後ぶれることなく歩まれました。

先生も尽力され1993年12月1日に設立された大阪労働健康安全センターでは、1997年7月まで副理事長(2期)、1997年7月～2001年7月まで理事長(2期)、2009年9月～2013年9月まで副理事長(2期)を務められ、2008年には大阪職対連の再建のために就任された顧問として、また発足以来長年事務局をされていた京都労災職業病研究会(現、労働科学研究会)も後には顧問として亡くなられるまで務められました。

ご健闘有難うございました。

新シリーズ 「私の健康法」(1)

今日もせっせと映画館

仲野智 (全労連常任幹事)

多くの病気のもとに「ため込んだストレス」があると思います。社会生活をする以上、ストレスは避けられないもの。それならば、普段から上手にストレスを発散することが出来ればため込むストレスも少なくなる。趣味に没頭する時間が多ければストレス発散に近づけるはず、という勝手な解釈で、私の健康法は「映画を観る」。みんなにあきられるほど映画を観ています。一人暮らしをいいことに、平日でも観たい映画がレイトショーであれば映画館に向かいます。上映時間までの空き時間を上手に利用すれば、残業をして仕事を済ませることも出来るの

で一石二鳥です。

休日前には、映画情報サイトで上映時間を検索しながら複数本を上手に見るための計画を立てます。これもまたワクワクした気持ちになれます。

ポイントの貯まる映画館の会員証を作れば、そこでまたポイントを貯める楽しみも増えると思いませんか？

「面白くなかったな」と感じることもあります、すぐに「次に何の映画を観ようか？」と切り替えればストレスも少なく済むはず(?)と、今日もせっせと映画館に通っています。



インフォメーション

メンタルヘルス対策に取り組む事業所割合は横ばい

平成27年度 労働安全衛生に関する調査(実態調査)

厚生労働省は10月13日、「平成27年度労働安全衛生調査(実態調査)」の結果を公表しました。この調査は周期的にテーマを変えて実施。今回は第12次労働災害防止計画の重点政策を中心に、事業所の実施状況、労働者の意識調査を行っています。

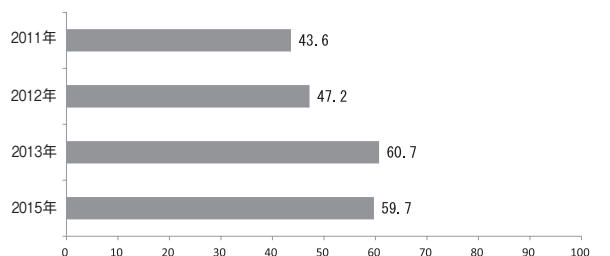
メンタルヘルス不調により連続1ヵ月以上休業又は退職した労働者の状況

過去1年間(2014年11月1日から2015年10月31日までの期間)にメンタルヘルス不調により連続1ヵ月以上休業した労働者(受け入れている派遣労働者は除く)の割合は0.4%、退職した労働者の割合は0.2%となっています。産業別にみると1ヵ月以上休業した労働者は、「情報通信業」が1.3%と最も高く、退職した労働者は、「情報通信業」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「医療、福祉」が0.4%と最も高くなっています。

メンタルヘルス対策への取り組み状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は59.7%[2013年度調査60.7%]となっています。取り組み内容(複数回答)を見ると「メンタルヘルス対策に関する事業所内で相談体制の整備」44.4%[同41.8%]と最も多く、次いで「メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供」42.0%[同46.0%]「メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供」が38.6%[同37.9%]となっています(第1図)。

第1図 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合の推移



注:2011年は労働災害防止対策等重点調査の結果による。
2012年は労働者健康状況調査の結果による。

仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無等

現在の自分の生活や職業生活での不安、悩み、ストレスについて、「相談できる人がいる」とする労働者の割合は84.6%[2013年調査90.8%]となっています。また、「相談できる人がいる」とする労働者の相談相手(複数回答)は、「家族・友人」が83.1%[同83.2%]で最も多く、次いで「上司・同僚」が77.9%[75.8%]となっています(表1)。

さらに、「実際に相談したことがある」労働者のうち、ストレスが「解消された」とする労働者の割合は31.1%[同33.1%]、「解消されなかったが、気が楽になった」は59.2%[同56.2%]となっています。

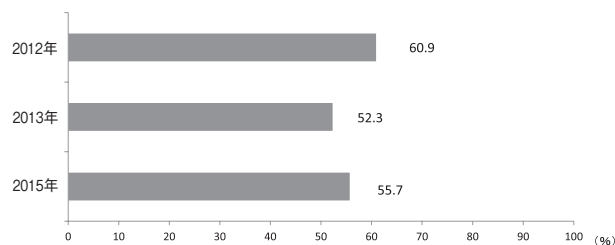
表1 ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手別労働者割合

区 分		2015年	2016年
労働者計		100.0	100.0
相談できる人がいる		84.6	90.8
		(100.0)	(100.0)
相談できる相手(複数回答)	上司・同僚	(77.9)	(75.8)
	家族・友人	(83.1)	(83.2)
	産業医	(9.0)	(8.1)
	産業医以外の医師	(3.8)	(3.5)
	保健師又は看護師	(4.4)	(5.0)
	衛生管理者又は衛生推進者等	(2.6)	(2.9)
	カウンセラー等	(3.6)	(3.4)
	その他	(2.5)	(4.1)
相談できる人はいない		7.2	8.6
不明		8.2	0.6

仕事や職業生活に関する強いストレス

現在の仕事や職業生活に関することで、強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は55.7%[2013年調査52.3%]となっています。その内容(3つ以内の複数回答)をみると、「仕事の質・量」が57.5%[同65.3%]と最も多く、次いで「対人関係(セクハラ・パワハラを含む)」が36.4%[同33.7%]、「仕事の失敗、責任の発生等」が33.2%[同36.6%]となっています。

第2図 現在の仕事や職業生活に関することで強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者割合の推移



注:2012年は労働者健康状況調査の結果による。

調査項目のうちメンタルヘルスに関する項目について紹介しました。前回から改善の見られないものが多く、職場環境の厳しさがますます、取り組みが進んでいないことが憂慮されます。(編集部)